○農林水産省告示第八百十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年三月十二日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23285号
2　登録年月日　平成26年3月12日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　PACPEKI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Eisner pac Jungpflanzen GbR
Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany

1　登録番号　第23295号
2　登録年月日　平成26年3月12日
3　農林水産植物の種類
Phlox L.
4　登録品種の名称　USPLX60306
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Plant21, L.L.C.
32149, Aqueduct Road, Bonsall, California 92003, USA

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町宮本字時尾一二六四の七五（国有林）、一二六四の六六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　東京都小笠原村父島字吹上谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　干害の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

四　解除に係る保安林の所在場所　東京都小笠原村父島字吹上谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

五　保安林として指定された目的　公衆の保健

六　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市塩江町安原上東字枌谷一七九七の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市重茂第三地割六三の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村九五の二・九九（以上二筆国有林。）、九五の一（次の図に示す部分に限る。）、字下島五一六の二・五二二・五四九の八・五四九の九・五四九の一一・五四九の一二（以上六筆国有林。）、五四九の一・五四九の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）。

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十五号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第九十条の二ただし書に基づき、平成二十一年経済産業省告示第七十六号（計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

表中十五の項の下欄第三号を次のように改める。

三　圧力の計量器のうち圧力に関するリークの量を実現するものを、リークの標準器との比較、複数の物象の状態の量の測定又は複数の物象の状態の量の測定に基づく値との比較により校正する手法

○海上保安庁告示第八十三号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　伊良部大橋橋梁灯（L一灯）

位置　伊良部大橋橋梁灯（L一灯）

所在地　沖縄県宮古島市（伊良部大橋西側面）

北緯　二四―四七―五八

東経　一二五―一三―五九

灯質　不動緑光

光達距離　一五カンデラ

弧度　二・五海里

明高さ　全度

点灯年月日　平均水面上から灯火まで二七メートル

記事　平成二十六年四月二十六日

一　通航船に対し橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚上部に設置し、橋脚を照射している。

二　沖縄県管理

名称　伊良部大橋橋梁灯（R一灯）

位置　伊良部大橋橋梁灯（L一灯）の東南東方約一三〇メートル

所在地

北緯　二四―四七―五六

東経　一二五―一四―〇三

灯質　不動赤光

光達距離　一五カンデラ

光弧度　二・五海里

明高さ　全度

点灯年月日　平均水面上から灯火まで二七メートル

記事　平成二十六年四月二十六日

一　通航船に対し橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚上部に設置し、橋脚を照射している。

二　沖縄県管理

名称　徳山下松港N―七埋立工事A灯浮標

位置　徳山下松港N―七埋立工事A灯浮標

所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一・〇キロメートル）

北緯　三四―〇二―四五

東経　一三一―四四―〇〇

廃止年月日　平成二十六年五月九日

名称　徳山下松港N―七埋立工事B灯浮標

位置　徳山下松港N―七埋立工事B灯浮標

所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一・二キロメートル）

北緯　三四―〇二―五三

東経　一三一―四三―五一

廃止年月日　平成二十六年五月九日

名称　徳山下松港N―七埋立工事C灯浮標

位置　徳山下松港N―七埋立工事C灯浮標

所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西方約一・一キロメートル）

北緯　三四―〇三―〇二

東経　一三一―四三―五五

廃止年月日　平成二十六年五月九日